

## 「高森町まちづくり基本条例（素案）」へのご意見及び回答

- ご意見募集の期間 : 平成 26 年 6 月 9 日（月）～7 月 8 日（火）
- ご意見の受付件数 : 66 件（26 名より）
- 回答の公開件数 : 60 件

〔はじめに〕

町では、リニア新幹線が C ルート（南アルプスルート）に決まり、駅が近接すると言われた、2012（平成 24）年度、まちづくりパワーアップ委員会を設置し、この委員会に対しこれからの高森町のまちづくりのあり方について、自治基本条例の必要性等も含め検討を依頼しました。まちづくりパワーアップ委員会では、20 回にも及ぶ会議を開催し、2013（平成 25）年 3 月 29 日、今後のまちづくりや町民の皆さんの参画・協働の目標となる自治基本条例の制定は必要との報告書をまとめ、町にご提出をいただきました。

これにより町では、2013（平成 25）年度あったかもりプロジェクトを始動し、自治基本条例策定委員会を設置、条例内容等について検討を行い、2014（平成 26）年 4 月に条例構成等がまとめられたため、事務局においてまちづくり基本条例として条例素案を作成し、5 月にはあったかもりプロジェクトメンバーによる町民報告会を実施しました。その後は町事務局より町民説明会や文書回覧、CATV により、町民の皆さまに条例内容の周知を図ってまいり、この度、「高森町まちづくり基本条例」に対する意見募集を実施させていただきました。

非常に多くの皆さまが高森町の未来やまちづくりのあり方に関心を寄せ、ご意見をいただきましたことに感謝もうしあげます。

町としては、今回の意見募集を踏まえ、町民の皆さんからは一定のご理解をえた後、2014（平成 26）年 9 月議会定例会に条例案の上程を予定しましたが、意見募集によりいただいたご意見が広範囲にわたることから、ご意見に対し町民の皆さんに丁寧な対応を行いながら、更なる周知を行うべく、当面議会上程を見送ることとしました。

今回寄せられましたご意見への対応も含め、条例内容については 9 月末から町内 21 地区で

開催される「まちづくり懇談会」において、町民の皆さんにご説明をさせていただき、毎月発行の広報たかもりにおいて特集を組むなど、ご理解を求めてまいりたいと考えています。

意見募集によりいただきましたご意見等につきましては真摯に受け止め、必要に応じ素案の修正を行いより良い条例に作り上げていきたいと考えています。

尚、ここで掲載している回答につきましては、あくまでも本条例素案に関係した公表できる範囲のものであり、個々の案件や町・議会等に対するご意見等についての公表は控え、個別に対応させていただいています。又、質問ご意見の内容についても、質問者個人が特定される恐れがあるもの等については、一部要約及び一部公開とさせていただいています。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

〔ご意見のまとめ〕

これからのまちづくりに対し、町民参画・協働の精神や町民の目標を条例という形でお示しさせていただくことについては、概ねご理解をいただけたと思われまます。

その上で、町としては積極的に広報や説明会等を行ってきましたが、議会関係の条文の周知や、そもそもこのような条例制定の動きが町民の皆さんに浸透していない面もあるとのことで、相応の段階を踏んで議会上程を行うこととします。

条例に対する意見としては、自治組織加入に対するものが主で、その大半が今後の自治組織あり方等について検討の必要性と、それにより自治組織への加入促進を図るというものでした。自治組織は高森町にとって町民のまちづくりの基盤を成す大切な存在であり、今後本条例制定により自治組織についての議論が活性化することを期待するとともに、町としても第6次まちづくりプランにおいて、今以上に重点的な取組みを実施していくこととしました。

以下、いただきました個々のご意見に対し町の見解を掲載しています。

又、ご意見により、条例素案や条文解説の修正を必要に応じて行います。

〔ご意見・回答の見方〕

- ご意見・回答は条文ごとにまとめて記載しています。
- 町からの回答は四角い枠内に、**ゴシック体**で掲載しています。

〔この件に関するお問合せ〕

高森町経営企画室 室長：壬生 照玄、主査：古林 拓也

電話：0265-35-9441 FAX：0265-35-8294

E-Mail：keiki@town.takamori.nagano.jp

## ■ 条例全般に対するご意見（5件）

### 【質問意見 01】

何故この時期に基本条例素案か理解出来ない。町民からの要望等があったのか？・・・行政が先行して何をしようとしているのか？・・・今日まで条例等々に問題があったのか・・・全く理解できない！！

まちづくり基本条例の制定は、熊谷町長の2期目の公約の1つであります。制定を目指す動きは、平成23年8月に公募による町民などにより発足したまちづくりパワーアップ委員会より始まっています。現在町のホームページにてその検討の経過を公表していますが、平成25年3月29日に町長に提出された「まちづくりパワーアップ委員会報告書」を受け、町は条例制定に向けた具体的な検討に入った経過があります。

また「10条議会の責務は」議会検討中とあるが、何も記して無い！！この様な案でのパブリックコメントを求める事は、何なのか。町民また議会の案及び呼び掛けも無い状態の中で行政が（町長の公約としても）先行することに、不安を覚える。

大切な事だとは理解するが、もの事には順序があるはず。議会（町民の代表）が、この件で全く運いていない！！→何故だ！！

議会では、平成25年3月29日町長に提出された「まちづくりパワーアップ委員会報告書」に基づき町が「自治基本条例（まちづくり基本条例）」の検討に入ることを受け、平成25年6月定例会において、自治基本条例特別委員会が全会一致設置されました。

また、平成25年7月議会改選後でも、改選前からの申し送りを受けて、臨時会において新たな自治基本条例特別委員会が全会一致で設置されました。

以後、一方で議会基本条例の制定も視野に入れながら、まちづくりにおける議会のあり方を9回の委員会において検討されましたが、最終的には町が検討し制定を目指している「高森町まちづくり基本条例（素案）」の理念や他の条項と共通する部分が多く、整合性を図る必要があるとの見解から、まちづくり基本条例に「議会の役割」・「議員の役割」の2条を追加することとしました。

今回提示した素案において、議会に関する内容が提示されませんでした。議会において検討されました、「議会の役割」・「議員の役割」については、別途町民の皆さまにお示し、意見募集も行いました。

ご理解をお願いいたします。

#### 〔質問意見 02〕

自治体が取り組むべきは議会の活性化と議員の資質向上であり、法的秩序と常識を逸脱した方策を取るべきではありません。法的秩序を保ち、住民の利益を守るためには、このような制度を主な目的としているこの条例案は廃案とすべきと考えます。

地方分権の進展に伴い、今後はより町民の意思に基づいた町政運営を行うことが求められています。そのような中、自治の基本理念や町民、議会、町長等の役割や責務を明らかにして、町民全体で共有することによって自治を実現するため、まちづくり基本条例が必要であると考えます。

また本条例は、憲法 94 条の規定により法律の範囲内で制定するものです。

#### 〔質問意見 03〕

町づくり基本条例のパブリックコメントを募集するに当たり 10 ページにも及ぶ条例項目を、回覧で目を通せとは所詮無理ではないのか、条例案の説明会が開かれたのは承知の上であるが、時と場合によって出席不可能な方が大勢いる。条例ありきで本気でコメントを参考にすることは当初からさらさらないと云われても仕方ない。第一、議会の条例が検討中ではコメントできない。議会 議会の条例案が出来次第再度パブリックコメントを配布するよう要求する。

条例案を隣組回覧にて公開した点については、他の方からも同様のご意見をいただいております。いくらホームページで公開しているとはいえ、閲覧できる方ばかりではないため、町としても配慮が足りなかったと反省しております。

町では少しでも多くの方にこの条例を知っていただくために、これまで 9 つの地区や団体等を対象に職員が出向いて説明をさせていただきました。この出張説明は現在も受け付けております。例え 1 人であっても出向いて説明させていただく所存であります。ご理解の程よろしく申し上げます。

なお、議会に関する条項につきましては、7 月 18 日に公開し、意見を募集しております。

#### 〔質問意見 04〕 (第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 12 条にも関連)

町民の権利と町民の役割、事業者の役割とあるが、一般的に権利の獲得に対して義務が生じることは必定である。役割というのは、ある事を為す為に個々の地位や立場によって分担する内容であって、義務ではない。やはり権利を得る以上最低限の義務を果すべきであると思う。

まちづくり基本条例では、町民の皆様の自主性を大切にしているため、「義務」ではなく「役割」という表現にさせていただきました。決して法的な「義務」ではなく、町民の皆様に主体的に果たしていただく「責任」と「義務」である「責務」と同様の取り扱いとさせていただきます。

#### 〔質問意見 05〕

本「条例化」の提起（事務局の各種説明会などの実施の努力など含め）を契機に町民のまちづくりへの関心が次第に醸成されていることは事実で、そのことこそが「条例制定」の最大の目的だと言えるのではないのでしょうか。極言すれば、条例のあるなしにかかわらず、町民がそれぞれの仕方で、自主的・積極的に街づくりにどう参画するか、そのことが条例化の狙いであるならば、「形」を整えることに拙速にならぬよう重ねて要望します。

ご意見のとおり、この条例がきっかけとなり町民の皆様のまちづくりへの関心が高まることは、本条例制定の大きな目的の1つといえます。条例化するのは、みんなの大切な約束として、高森町のまちづくりを「将来に涉って」「みんなで守って」「活かし育てる」ために、議会での議決を経て決定するのが適切だという判断からです。

ご理解をお願いいたします。

## ■ スケジュールに関するご意見（3件）

#### 〔質問意見 06〕

あまりにも日が少なすぎます！もっと検討を！！

いただきましたご意見も参考にし、9月議会への議案の上程は見送ることとしました。今後は、まちづくり懇談会における意見交換などを実施し、12月議会への上程に向けて検討してまいります。

#### 〔質問意見 07〕

町民に提案されてから1ヵ月で、しかもまだ議会の条文が遅れていて公開されていない。議会の条文が公開されてから再度町民に意見を求めるべきで、条文についてもさることなが

ら、議会も町の中の多くの事柄との関連があるのでしっかり時間をかけて検討する必要があると思う。

従って、制定までにはしかるべき時間をかけて欲しい。早くとも12月議会での審議を希望する。

いただきましたご意見も参考にし、9月議会への議案の見送ることとしました。

議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。今後は広報による周知、出張説明やまちづくり懇談会における意見交換などを実施し、12月議会への上程に向けて検討してまいります。

#### 〔質問意見 08〕

##### ●制定に向けての時間的問題（提案から決定予定までの期間）について

「素案」は『みんなで作るあったかもり』プロジェクトが昨年8月スタートし、そのうち一つのチームで論議されてきてこの度、発表されました。そして各段階での説明会が実施され、パブリックコメント募集を経て、9月議会に提出となっています。

説明会の設定、たとえば地区別・全町（時間帯の配慮）・各種団体との実施など、とても積極的に町民に理解を求めたいとの姿勢の現れと評価しますが、どれほど町民参加があったのでしょうか。（パブリックコメントの参加も含めて）（町民側の反省すべき点もあるとは言え）必ずしも十分な町民参加があったとは言えないのではないかと、そしてそれが現実となれば、上記での日程で条例化するのは乱暴ではないかと考えます。

「町の最も尊重すべき条例」（前文）との位置づけ（全体にそのことが強調されている）のものである以上、制定にむけた論議には十分な時間的余裕、それは条例制定への関心と理解を深めることに留まらず、「まちづくり」への町民参加の意義についての理解につながるものと考えられるからです。

「議会の責務」（検討中）は明らかにされていません。明らかにされた時点で、特化してパブリックコメント等実施すると聞いていますが、そもそも論から言えば、それぞれはお互いに関連して条例は成り立つもので、一部とはいえ、欠けたままで論議し、欠けた部分は後からという理屈は成り立たないのではないのでしょうか。

先に日程ありきにならぬよう、配慮をお願いしたい。

これまで3回の説明会と9回の出張説明会を実施し、合計182名の町民の方に直接説明させていただきました。何名の町民に説明すれば十分な周知ができたといえるのか、なかなか町としても難しい部分がありますが、いただきましたご意見を参考にし、9月議会への議案の上程は見送ることとしました。

議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。今後は広報による周知、出張説明やまちづくり懇談会における意見交換などを実施し、12月議会への上程に向けて検討を深めてまいります。

## ■ 第1条（目的）に対するご意見（1件）

### 〔質問意見 09〕

当町は平成24年度決算概要によると、借入金残高が69億円あり、元金の返済額6.9億円とある。この巨額の負債を今後何カ年で弁済し、子孫に背負わせないことを目的事項に明示し、負債解消、財政健全化の意思表示をする。

当町は他南信地方公共団体と比較し恵まれているとしているが、余裕のある年度に来たる超高齢化社会に対する財政的準備をしていただきたい。情緒的な誇りではなく、自助努力で財政改善を図り、将来に負債を残さないことが、現生産人口者の誇りを持って後世に繋げていく目的そのものと考えますが如何でしょうか。

ご意見のとおり、高森町の財政状況は決して楽ではありません。現在高森町では、行財政改革アクションプランに基づき、返済額以上に借入をしないなどの債務の縮減に取り組んでいます。

しかし、そもそも公共施設の利用は長期にわたり利用されるもので、必要な施設の整備の負担については、利用させる皆さんの多くの世代から公平に負担を得るべきとの考え方もあります。

こうした見解も含め、今後は次年度から始まる第6次まちづくりプランに併せ「中長期財政プラン」を立案し、引き続き健全な行財政運営に取り組んでまいります。

また持続可能な財政運営については、第15条において盛り込んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

## ■ 第2条（定義）に対するご意見（6件）

### 〔質問意見 10〕

●第1号について

町民の定義があまりに広すぎます。町政に参加できる町民に外国人や区域外の住民まで含まれていますが、この事実を住民に広く知らせ、外国人などを町政に参加させてもよいかどうか、その是非を問うたのでしょうか。もしまだそのような措置を取っていないならば、まずそのような措置を取ってから案を作成すべきです。

私の考えでは、町政に参加できる町民に外国人を含めることは、国民主権の原理に違反します。また区域外の住民に参政権を与えれば、住民の意思に反して町政が動かされる恐れがあり、「住民の意思に基づいて地方自治が行われる」とした住民自治の原理にも違反します。

情報共有も問題となります。本来の住民に対しても情報共有は適正に行われるべきことは当然ですが、ましてや外国人や区域外の住民にまで情報共有することは、場合によっては重要な情報の漏えいにもつながりかねません。

以上の問題点をこの条例から排除するため、町民等の定義を「日本国籍を持つ住民に限定する」ようにしてください。

まちづくり基本条例は、協働のまちづくりのための条例ですので、高森町に関わる幅広い人々が、力を合わせてまちづくりに主体的にかかわっていただきたいとの趣旨から、前文において「年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず」とし、第2条において、町内に居住する人、町内で働く人、町内で事業を営む人、町内に不動産を所有する人も、「町民」と定義しました。

ただし、高森町における権利の行使にあたりましては、それぞれの行政サービスごとに法令や条例等で規定されることになり、定義されている「町民」すべてが同様に権利行使できるわけではありません。

町民の皆様へ公開する情報につきましては、「高森町情報公開条例」に基づき公開し、その適否の判断が必要な場合は、条例に基づき「情報公開審査会」を設置し審査することになります。

また外国人であっても高森町に居住している以上は、必要な義務や負担等を果たしていただきたいといった意味合いも本条例に込められています。外国人の町政への参加は、法令等で定める範囲内において認められるものであり、本条例は決して外国人参政権を認めるものではありません。

〔質問意見 11〕

第2条の定義の(1)の「町民」について、「町内に居住又は通勤する個人、町内において事業を行う個人又は法人、町内に不動産を所有する者」となっていますが、普通、われわれ



は「町民」といえば、高森町に住民登録をしている人、つまり「町内に居住する個人」だと思ふのです。他の法令など、また住民の意識との釣り合いが取れないように思いますがいかがでしょうか。たとえば、「この基本条例の対象となる人々は（または、この基本条例が目指すところに協力してほしい人々は）『町民』と『町内に通勤する個人』と『町内において事業を行う個人又は法人』と『町内に不動産を所有する者（個人または法人？）』と書けばよいのではないのでしょうか。

「町民が主役のまちづくり」（『高森町まちづくり基本条例（素案）』に対する意見募集について）ということを考えるならこれは肝心なことだと思います。

他法令における「町民」との関係性につきまして、それぞれの行政サービスごとに法令や条例等で規定されることになり、定義されている「町民」すべてが同様に権利行使できるわけではありません。

まちづくり基本条例は、協働のまちづくりのための条例ですので、高森町に関わる幅広い人々が、力を合わせてまちづくりに主体的にかかわっていただきたいとの趣旨から、第2条において、町内に居住する人、町内で働く人、町内で事業を営む人、町内に不動産を所有する人も、「町民」と定義しました。

#### 〔質問意見 12〕

##### ●第7号 コミュニティ組織（第13条にも関連して）

学術、文化、芸術等公共的な課題の解決にならない団体は認められないのか。郷土史の研究、習字、絵画、太鼓のクラブ、スポーツクラブ、伝統芸能踊りなどは、公共的ではないのでコミュニティ活動ではない???

決してそのようなことはありません。ご意見を参考にさせていただき、次のとおり修正します。

「町民のうち、公共的な課題に取り組む NPO 組織やまちづくり団体、町の活性化のために活動している団体をいいます。」

ただし、完全な趣味の団体として閉じられた活動をしている集まりなどは、この条例におけるコミュニティ組織として想定していません。

#### 〔質問意見 13〕

第7号の解説中「お手伝いをいただいている」は削除すべき。

ご意見のとおり「お手伝いいただいている」を削除し、「取り組んでいただいている」と

修正します。

#### 〔質問意見 14〕

##### ●第7号コミュニティ組織

「町民のうち公共的な課題の解決に取り組む NPO 組織や町づくり団体及びその他様々な活動をしている団体や組織をいいます。」と修正を。

ご意見を参考にさせていただき、次のとおり修正します。

「町民のうち、公共的な課題に取り組む NPO 組織やまちづくり団体及び町の活性化のために活動している団体をいいます。」

#### 〔質問意見 15〕

第8号“まちづくり”の項の“幸せ”という定義は具体性がなく曖昧な表現ではないか？ “永代にわたって暮らしていける”とかの主観の入らない言葉が適切と思われる。

ここでは、「まちづくり」がただ単に暮らし続けていくための活動だけを目指しているのではなく、「心が満ち足りている状態」も目指していることを表現しているため、是非「幸せ」の語句を使用したいと思います。

第10号“協働”の項“協議”の場も必要ではないか？

定義の中にありませんが、ご意見は今後の運用の中で参考とさせていただきます。

## ■ 第3条（条例の位置づけ）に対するご意見（1件）

#### 〔質問意見 16〕

多くの場合まちづくり基本条例には最高規範性が与えられていますが、他の条例と何ら変わらない条例に最高規範性が与えられる法的根拠はありません。

本条例でも、最高規範性を与え他の規定に整合性を求めるというような、法的秩序を無視した規定を盛り込まないようお願い致します。

町の条例において法的な上下関係はありませんが、まちづくりにおける基本理念や基

本原則をまちづくり基本条例に規定することは、町民が主役の自治の実現と町民が幸せを感じられる町の実現を目指し、町の基本方針として最高規範性を持つものと考えております。また本条例は、憲法 94 条の規定により法律の範囲内で制定するものです。

## ■ 第 4 条（まちづくりの基本原則）に対するご意見（4 件）

### 〔質問意見 17〕

本条例案では、町民の町政への参加が規定されています。つまりこの条例案は直接的な民衆の政治参加を取り入れたものということになります。しかしご存知のように、日本国憲法では代表民主制が原則であることが明記されており、直接民主制としての町民の政治参加は憲法、もしくは国会の代表者が規定した法律で認められたもの以外に、自治体が条例で定めることは憲法違反となります。

落ち着いて考えれば分かることですが、国民の権利を守るための憲法がなぜ代表民主制を原則としたかという、直接民主制では声の大きい者、時間的余裕のある者の考えだけが優先され、不平等な結果をもたらすからです。

町政運営については、二元代表制、間接民主主義を前提としたものであり、それは町民の意思に基づくものでなければなりません。そのことは、憲法92条に地方自治の本旨として規定されています。この条例は地方自治制度の間接民主主義を補完するものであり、町政における政策の最終的な決定は、二元代表制である議会と町長が行うものと考えています。本条項の基本原則は、直接民主制を目指したのではなく、住民自治の実現に向けた町民の町政への参加を規定したものです。町民の皆様のさらなる参加の下に自治を進めることを「町民を主役とする」と表現しています。

さらに、年齢にかかわらずという記述で未成年にも直接民主制による参政権が与えられています。しかし前述した通り、そもそも直接民主制が不適切である上に未成熟な者に参政権を与えるというのは地方行政というものを軽く見すぎています。

子どもであっても高森町の町民の一人として、未来の自治の担い手としてそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加していただきたいため、「年齢にかかわらず」としています。高森町に関わる全ての人たちが協力し合っていかなければ、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決を図ることは困難であり、子ども達もそうした地域の事を知り、学ぶ

事がこれからのまちづくりに求められていることから、「町民」の定義を幅広く捉えています。

#### 〔質問意見 18〕

等しく実施することを原則・・・

個性に関係なく等しく参画の機会が与えられるという意味だが、出て行きたくない会合へも出る義務があるというような意味にもとれる。

・・・等しく機会が与えられる・・・というような表現ではどうですか。

この項では、参画への平等性を訴えています。表現に分かりづらい面もあるため、「等しく参画できる」と修正します。

#### 〔質問意見 19〕

第 2 項「情報共有の原則」の解説「町民への情報の発信については、膨大な町政情報を精査し、必要な情報を誤解や混乱を与えないよう、正しく提供する」となっていますが、「正しい」か、どうかは誰が検証するのか、既に街にはそういうシステムがあるならどういうシステムか、もし設置されていないなら、「チェック」する部署・システムが必要と考えます。

解説で詳しく。

町民の皆様へ公開する情報について、その公開の適否について判断が必要な場合は、「高森町情報公開条例」に基づき「情報公開審査会」を設置し審査することになります。いただいたご意見のとおり、このことを解説へ加えます。

#### 〔質問意見 20〕

第 1 項に「高森町のまちづくりは、憲法第 92 条に定められた地方自治の本旨に基づき住民の福祉の増進を図ることを土台とする。」を追加し原案 1 項以降を順送りする。

第 3 条第 1 項の解説において、日本国憲法をはじめ国の様々な法令を遵守する旨を記載しています。ご意見の憲法 92 条に定められている地方自治の原則についても、あえてまちづくり基本条例に規定はしていませんが、当然遵守することが前提となっています。

## ■ 第5条（町民の権利）に対するご意見（5件）

### 〔質問意見 21〕

「行政サービスが公平に受ける事が出来る」と書いてあるが、自治会組織に入っていないくても、どんなことでも、公平にサービスが受けられるのか？

そうであるならば、自治会を脱会する。

高森町における権利の行使にあたりましては、それぞれの行政が行うサービスごとに法令や条例等で規定されることになり、定義されている「高森町に住所を有する町民」すべてが同様に権利行使できるわけではありません。

しかし一方では、自治組織の加入の有無によって、行政サービスが差別されることはありません。そもそも自治会加入の意義は、町の行政サービスを受ける事ではなく、地域の人たちがお互いに手を携え、地域における自治や福祉の増進と思われれます。

ご意見に対するお気持ちは十分お察し申し上げますが、ご理解をお願いいたします。

### 〔質問意見 22〕

「暮らすことができます」でなく、たとえば「暮らす権利があります」など権利として強調すべきと考えます。

ご意見のとおり、権利を強調するよう、「権利を有します。」との表現に修正します。

### 〔質問意見 23〕

第3項 まちづくりの主体の一員として子どもの権利が位置づけられていることは評価できます。

子どもであっても高森町の町民の一人として、未来の自治の担い手としてそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加していただきたいため、「年齢にかかわらず」としています。

### 〔質問意見 24〕

第3項 高森町の子どもたちは、未来の自治の担い手として尊重されそれぞれの年齢にふ

さわしい形で町づくりに意見を表明することが保障されます。

子ども達の権利を保障するという表現にした場合、主語が大人（町や町民）になってしまいます。ここでは、子ども達が有する権利として、子どもを主語にしているため、このような表現にしています。

#### 〔質問意見 25〕

第1項と第4項は、憲法などの上位法で保障されており言葉を変えてあるだけ、高森町で特筆できる権利とはなんなのか？

まちづくり基本条例は自治に関する基本理念、基本原則を定めるものですので、ここでは、上位法で保障されているものであっても、町民の皆様にわかりやすく、自治の実現に関する基本的な権利として掲げています。

また補足の“幸せ”という定義は具体性がなく曖昧な表現ではないか？

ここでは「まちづくり」が、ただ暮らし続けていくための活動だけを目指しているのではなく、「心が満ち足りている状態」も目指していることを表現しています。  
ご理解をお願いします。

③は②に含まれるのではないか？

この条文で必要とすれば②のみではないか？

ご意見のとおり、第5条第3項は第2項に含まれる部分もございしますが、第3項では町を次の世代へ引き継いでいくといった観点から、「子ども」を「未来の自治の担い手」として強調しています。

## ■ 第6条（町民の役割）に対するご意見（5件）

#### 〔質問意見 26〕

第1項の「これ」は単数だからまちづくりだけを指すのか。  
わざわざ住民自治に言及しているので、「これら」なのか。

総論としては、「住民自治」と「まちづくり」は同義語なので、「まちづくり」に統一し

ます。よって、「これ」は「まちづくり」を指します。

第 11 条第 2 項との関係で、「主体的にまちづくりに参画するよう努めます。」という内容が重複している。条文は重複しない方がよいので難しいが整理できないか。

第 11 条第 2 項の表現を、参画への取組み方法に表現を変更します。

#### 〔質問意見 27〕

「町民や行政、議会の役割」を定める条例となっていますが、そもそも、とりわけ「町民の役割」を条例で規定することが妥当なのか。「条例」は本来、「法令に特別の定めがあるものを除き、罰則を設けること」が、一般的な有り様のような気がしますが、「町民への罰則に繋がる虞のあるものが、自主的—素案にも強調されている—であるべき町民を縛るのではないか、の懸念があります。先日の地区での説明会で「罰則は考えてない」とのことでしたが、そのことを明記すべきと考えます。（「条例」なじまないなら、たとえば「解説」で）

まちづくり基本条例は、高森町におけるまちづくりのあり方を明らかにするための条例であり、町民の皆さんを罰則などにより規制する性格の条例ではありません。第 6 条では町民の皆さんがまちづくりに関心を持って、できる範囲で取り組むことについて、義務付けではなく努力義務として「努めるもの」として定めています。

第 2 項の解説において、「役割」や「負担」を強制するものではない旨、明記していますので、ご理解をお願いします。

#### 〔質問意見 28〕

第 3 項の解説「町民は・・・伝道師として」とあるが、起案者・プロジェクトチームの思いが込められているのだろうが、何か他の表現は考えられないか。

意見のとおり「伝道師」を削除し、「発信者」とおり修正します。

#### 〔質問意見 29〕

町の魅力を発信する？

高森町には、歴史遺産ともいえるものがある。伝統芸能だけでなく、富本銭出土や町史、農業用水路、水車、分水装置、郷倉など目に見えるものも、見えないものも学ぶことは、町

民がこの地を誇りに思い、この地に暮らす喜びの元になろうかと思えます。そうすれば、河川清掃や井水清掃、山作業なども負担に感じず町を守る作業という意識につながると思えます。

特にこの町に越してきた人、若い人のため、いや子どものうちから郷土を知る機会を作ることが大切。

ご意見は、地域社会が抱えるさまざまな課題を解決していくうえで、大変重要なことだと考えます。地域に関心を持ち、地域を知るという視点は、第4項の「学び」という視点でとらえています。

今後の運用の中で、ご意見を参考に検討させていただきます。

#### 〔質問意見 30〕

“役割”という表現は強制的な印象を受ける。

“目指すところ”くらいの言葉が適切と感じる。

この「役割」は、決して強制的な「義務」ではなく、町民の皆様が主体的に果たしていただく「責任」と「義務」（「責務」）を示しています。さらに、まちづくり基本条例では、町民の皆様の自主性を大切にしているため、「責務」ではなく柔らかな「役割」という表現にさせていただきました。

第2項の解説において、「役割」や「負担」を強制するものではない旨、明記していますので、ご理解をお願いします。

## ■ 第7条（事業者の役割）に対するご意見（1件）

#### 〔質問意見 31〕

2項の“貢献”とは、具体的にどんなことか？

地域の景観に対する地先の手入れや側溝の清掃等や、既に始まっている「災害時応援協定」の締結などを指します。

3項と4項は上位に法律があるにもかかわらず謳う趣旨はなにか？

1項だけで足りる気がします。



ご意見のとおりこの条項には上位法令がありますが、あえてこの条例に記載することで、誰でもわかるように明文化しています。

## ■ 第 8 条（町長の責務）に対するご意見（1 件）

### 〔質問意見 32〕

制作や意思決定の過程を説明するとあるが、具体的にどこで説明するのか。

現在までは 過程は全くわからないが、どう変えるのか。

政策や意思決定の過程は、これまでも議会やまちづくり懇談会、ケーブルテレビ、広報誌、ホームページ等により説明してまいりました。

今後も、このような媒体により、できるだけ町民の皆さまに分かりやすく説明を行ってまいります。

## ■ 第 9 条（町職員の責務）に対するご意見（2 件）

### 〔質問意見 33〕

言うまでもなく町民の町職員に対する要望と期待は大きい。町職員の基本的スタンス、「全体の奉仕者」を明記すべきと考えます。

日本国憲法第 15 条第 2 項においても「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と明記されており、ご意見のとおり、次のように修正します。

「(中略) 信頼関係を築きながら、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を (中略)」

### 〔質問意見 34〕

1 項、2 項ともにモラルの問題で、今までできてなかったとするならそれはまちづくりとは関係ない次元です。ここでは、まちづくりに対して町職員がかかわるフローを表記したほうが良い気がします。

ご意見のとおり、第9条は町の職員の責務としてあたりまえのことが規定されています。それを誰もがわかるように、この条例において明文化しました。今後の運用の中で、ご意見を参考にさせていただきます。

## ■ 第10条（議会の責務）に対するご意見（4件）

### 〔質問意見 35〕

議会検討中とあるが、不完全なもので、コメントをもとめるとはどのような理由か。

議会を無視しているのか 議会はきのどくだ、その理由をしりたい。

議会は町に無視されていても、なにも言わないとすればそんな議員なのですか。議会については 再度コメントを求めることは当然と思う。

当初町議会では、これまで議会のあり方や役割などを議会基本条例の制定も視野に入れて検討してきましたが、町が検討し制定を目指している「高森町まちづくり基本条例（素案）」の理念や内容等が共通する部分もあることから、まちづくり基本条例に「議会の役割」・「議員の役割」の2条を追加することとした経緯があります。議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。

### 〔質問意見 36〕

この項について、素案を議会で検討するのは結構ですが、この項の素案も町民に示して意見を求めるべきではないか。何か議会が特権的に写るのですが。

当初町議会では、これまで議会のあり方や役割などを議会基本条例の制定も視野に入れて検討してきましたが、町が検討し制定を目指している「高森町まちづくり基本条例（素案）」の理念や内容等が共通する部分もあることから、まちづくり基本条例に「議会の役割」・「議員の役割」の2条を追加することとした経緯があります。議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。

#### 〔質問意見 37〕

議員の資質向上と、公益のための活動審査能力、政策調査能力、政策提言能力の向上心の…の条文を明記するものと推察するが、資質及び向上心のない議員は自ら律する条文を明記されたい。

そのようなご意見があることを町から議会にお伝えします。

議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。

#### 〔質問意見 38〕

作成過程でも町民が主人公を貫きとおし、広報の特別号等、あらゆる手段を講じて、全町民の意見を反映すべき。

議会は町民と無関係か？10条の内容も示されない内に次回の議会上程予定というのは、真の民主主義と相いれないと考える。

いただきましたご意見を尊重し、9月議会への議案の上程を見送ることとしました。

議会条項につきましては、7月18日から8月18日までの期間において、町民の皆さまからご意見をお伺いしています。今後は広報による周知、出張説明やまちづくり懇談会における意見交換などを実施し、12月議会への上程に向けて検討してまいります。

### ■ 第12条（町民参画及び協働）に対するご意見（1件）

#### 〔質問意見 39〕

「町民は 自らの発言および行動に責任をもち」とあるが 発言行動は自由で有る。良くない行動は法律で罰があり、町民をしばるもので有り、削除すべし。

ご意見のとおり、個人の発言及び行動は自由です。第11条での「責任」は、まちづくりを他人任せにするのではなく、自分自身の問題と捉えて行動していただき、そして言い放しではなく、自らの発言や行動にはその状況に応じた責任を持っていただきたいといった意味を込めて使用しています。

## ■ 第 13 条（自治組織への参画及び自治組織の役割）に対するご意見（14 件）

### 〔質問意見 40〕

町民参加条例を策定して、12 年経過しているが、参加条例も努力目標であり、今回の基本条例も同様であるため、未加入に歯止めがかかるとは思えない。未加入家庭は、今後も増加の一途をたどり、10 年後～20 年後には、自治会の現在の状態が、崩壊の憂き目を見る事が予想される。

そこで、180 度考え方を変える必要がある。

自治会の実情は、多くの事が町の関係で有り、下請け会社で有ると言っても過言ではないと思う。

下請けとは、聞こえが悪いので、町の協力会としての位置付けでどうか。

役員の負担、作業の負担、会費等の課題を、町・区・常会等全てを見直して合理化して、負担を軽減して、協力会加入を義務付けるべきと考える。

この条例が出来ても、従来と同様な負担が続くならば、自治会を脱会するとの声が寄せられている。

だれも発想の転換を図らない。

そこで、私は自主的に案を提示して、町民のコメントを求めた。

- 1、高森町のみならず、全国的な問題として、自治会未加入の増加がある。
- 2、高森町は加入促進を主な目的として、町民参加条例を 12 年前につくったが、昨年 77% 程度（？）となり、毎年脱会者が増え続けている。
- 3、集団で脱会する傾向もあり、常会がきえてなくなる地域も見受けられる様になった。
- 4、近年各家族化が加速し、高齢者夫婦 2 人、独居老人の増加。
- 5、生活様式の多様化（土・日に仕事 夜勤）。
- 6、にも関わらず、旧態依然とした、自治体のあり方が続いている。
- 7、町は、税金を納税していれば、未加入者でも、何らサービスに変わりがない。
- 8、公平に扱うとしている。
- 9、自治会の仕事の多くは、町の道路・河川の清掃 公園の草刈、公民館の競技等、町の事を仕事としている。つまり町の下請け会社としての色合いがほとんどで有る。
- 10、その為には、すべての事がらを見なおす事。
- 11、町の協力会として、100%の加入をしないと、公平ではない。
- 12、改革をしないで、ただ入れ入れでは自治会崩壊が現実味を帯びてくる。

13、危機を感じる中で、今の度、町の基本条例策定にあたり、自から行動する事としました。

14、議員1人では進まない。議員各位の賛同をお願いします。

15、町の英断を心より、期待いたします。

結論として、民間の有能な少数精鋭により、改革チームを結成して、改革断行する。

そして、町民全員が参加する会にする。

それが、今回の行動の目的であります。

町は自治組織への加入の有無により行政サービスを差別して行うことはできません。

しかし、自治組織で実施していただいている業務のうち、本来町がやるべき内容や自治組織と協力して行うべきこと、全てのあり方を今一度見直さなくてはならない時期に来ていると思います。

町主体で、改革チームを結成する等については、今後の課題とさせていただきますが、町と自治組織の関係性や、そもそもの自治組織のあり方等については、検討を深めてまいりたいと思います。

いただいたご意見は各区へも伝えながら、今後の検討材料として参考にさせていただきます。

#### 〔質問意見 41〕

素案にある第12条の表現を変えてほしいと思います。高森町に居住する町民は、自治組織に加入する事は当然の義務とするべきです。高齢の方ややむを得ない理由で常会に入れない方を除く事はあっても、まずは、居住するのであれば加入を条件としないと、常会の存続は難しいと思います。入会しない人からは、その分負担金等を課しないと、現状では、入会した者が損のようにも感じられます（常会長で苦労しました）。

自治組織への加入を条例により強制的に義務付けることは、事例は異なりますが最高裁の判例で認められていないなど、なかなか難しい部分があります。

自治組織は地域の課題解決や災害時の助け合う体制づくりなど、最も身近な地域を知る自治の主体であり、より良い地域社会を実現するためには、まず加入することが大切であると考えます。町民の皆様には加入していただけるよう、町としても引き続き努力してまいります。

併せて、そもそもの自治組織のあり方や今後の方向性についてもきちんと検討をし、活動しやすい、加入しやすい自治組織の基盤づくりを行ってまいりたいと思います。

#### 〔質問意見 42〕

1 番の問題は、自治会の未加入者の増加の問題であり、2 番目に議会の問題と思う。自治会の脱会を防ぎ、町民全員参加をできるようにするために、町および議会は、身を削る努力をする事が必要と思う。そして負担の軽減がされれば、町民参加が可能になると思う。

町の具体的行動を望んでいるし、議会も率先して行動する事は当然であると思う。

その経過をホームページのみでなく、町民に知らせるのは当然であると思う。

町も議会もお互いに協力し合いながら、この問題に取り組んでいくことは当然と考えています。又、負担軽減等のそもそもの自治組織のあり方についても、検討を深めなければならない時期にきていると思います。

今後、各地区とも意見交換を実施しながら、より良い方向へ行けるよう自治組織のあり方等検討してまいります。

又、検討経過については、ホームページばかりではなく、広報誌やケーブルテレビを利用しながら、町民の皆さまに周知してまいります。

#### 〔質問意見 43〕

自治会未加入 脱会者の歯止めがきかない状況を心より心配し、このままでは自治会が崩壊するのが目にみえる。

また 脱会すれば格段に生活が楽になる。

町は未加入者でも、公平に扱うとしている。

脱会した方が、楽であることはまちがいない。

不公平を公平にするために、アパートの居住者も同様に加入すべきで有ると思うし、そのための策は必要で有ります。

アパート自体が、常会と同様の組織を編成し、地区の活動等に参加しているケースもあります。こう言った事例を参考に、アパート世帯の皆さんも地域の活動に協力いただけるようなシステムの構築に、地区等と協力して努めてまいります。

#### 〔質問意見 44〕

条例ありきの拙速な施行をするべきではなく、これからのまた、人口減少、少子高齢化において、事業、コミュニティー活動等、また作業の年齢制限、区費等負担軽減の内容の抜本改革なくして「入れ、入れ」だけでは未加入問題は解決できない。今後も脱会者は増加するのは目に見えている。メリット、デメリットは何かをはっきり説明するべきである。条例は

「努力目標」なのか、改革して強制力をもつ内容にすべきか、また戸建て居住者、アパート居住者の自治会加入の差別をすべきではない。

今まで（アパートの）加入促進に努めてきたのか、自治会加入しているのは何世帯かお聞きします。

本条例での住民の自治組織への加入は「努力目標」となっています。

ご意見のとおり、そもそもの自治組織のあり方等については、検討しなければいけない時期に来ていると思います。町としては、地域の皆さんと協力して、今後の自治組織のあり方を考えてまいります。

アパート世帯の加入については把握できていません。

アパート自体で自治組織に加入している事例もあります。一方、若い世代がアパートに暮らしているながら、実家の自治組織で地域の活動をされている方も沢山います。こうした皆さんについて、町では集計の取りようがないため、世帯数については明確な数値を出すことができず、現在は未加入世帯として集計しています。

今後の運用で改善できる方法を検討します。

#### 〔質問意見 45〕

当町における町民の協働作業は一般ゴミ収集、山作業、河川愛護作業、里道作り、アダプト事業、公園清掃と既に過大な域に達している。

勤労者の休息日の土・日曜日・月により毎週続く出勤を求める頻度を減少させ、町民の負担を減少させるのが町政の住民サービスである。

その為にも早期に財政改善を図り、外部委託できるものの事業を増加し、協働作業参加町民への出勤費支払いを図ってほしい。（当町の職業別町民比率をお教えて下さい。）

ご意見のとおり、自治組織で実施していただいている業務のうち、本来町がやるべき内容や自治組織と協力して行うべきこと、全てのあり方を今一度見直さなくてはならない時期に来ていると思います。

この条例制定を期に、今後の町と自治組織の関係性や、そもそもの自治組織のあり方等検討してまいりたいと思います。

但し、町が委託等により地区へお願いしている業務改善を図ったとしても、地域で実施される作業等や一部住民の皆さんの協力がなくては実施できない業務もあります。現在、町では、地区交付金等において地域の活動に対する補助を実施しており、まちづくりの協働の原則からも、今後も個々への出勤費等へ費用弁償を行うことはありませんので、ご理解をお願いいたします。

■高森町の職業別人口（H22 年国勢調査による）

●第一次産業 1,257 人      ●第二次産業 2,138 人      ●第三次産業 3,700 人

〔質問意見 46〕

町民の役割について、役割という表現も内容も曖昧で自主性まかせでは、条例制定の目的もわからない。

自治組織への参画及び自治組織の役割についても自治組織まかせ、住民の自主性まかせで、この条例によって独立世帯増加に歯止めがかかるとは思えない。

質問① 基本条例以外で、町民の義務&自治組織への参画について具体的に示されている条例は現在あるか？

「高森町町民参加条例（平成 15 年 4 月 1 日施行）」があります。この条例は、町民の皆さんの自治会参加を呼び掛けた条例であり、まちづくり基本条例の第 13 条と内容が重複する部分もあり、まちづくり基本条例の制定に併せ、廃案にする予定です。

質問② 上記 2 項目について、条例とは別に何か具体的な上策はあるか？

現在のところ、現状に対する直接的な解決策はありませんが、転入時の呼びかけや、各自治組織の紹介シートの配布、地域への転入者情報提供（同意いただいた方のみ）等、できる範囲で活動をしています。

一方で、そもそもの自治組織のあり方等についても、検討しなければいけない時期に来ていると思います。町としては、地域の皆さんと協力して、今後の自治組織のあり方を考えてまいります。

〔質問意見 47〕

高森町に転入して自営業を行い数年経ちますが、経営が厳しいため、自治会等への金銭負担ができず、現在は自治組織へ加入していません。そのような状況で横一列に自治会に参加しろと言われても出来ません。

又、出役作業等の時間は、仕事中で参加できません。

各家庭、各個人の状況にあわせて話をして下さい。

自治組織は地域の課題解決や災害時の助け合う体制づくりなど、最も身近な地域を知る自治の主体であり、より良い地域社会を実現するためには、まず加入することが大切であ



ると考えます。

一方で、ご意見のとおり金銭負担や役職負担により、やむを得ず脱退される方もいる実情もあります。

こうした事案への改善等を含め、自治組織のあり方等については、検討しなければいけない時期に来ていると思います。第4項により、「生活に配慮しつつ、活動へ参加しやすい環境を整える」とはこのことで、今後、町としては、地域の皆さんと協力して、これからの自治組織のあり方を考え、加入しやすく、継続できる自治組織の運営を目指してまいりたいと考えます。

そもそも条例など必要ですか？

全国でも早い時期から町民参加のまちづくりを進めてきた高森町ですが、少子高齢化や人口減少、生活スタイルの多様化により多様な価値観が増えたこと、リニアが到来すること、地方分権が進み「自分たちのことは自分たちで決める」という時代になったことなど、この地域を取り巻く環境も少しずつ変わりつつあります。

このような背景の中で、住民の皆さんの意見をどうまちづくりに反映させるかが重要になるわけですが、地方自治法には「住民の皆さんが参加する点」や「町づくりの制度や仕組み」については定められていません。高森町の実情に即して、誰もが理解できるルールとして、まちづくり基本条例が必要であると考えています。

守れなければ罪になりますか？

この条例は高森町のまちづくりにおける基本理念や基本原則を定めるものであり、守らなくても罪ではありません。

町と議会の方々がやりやすくなるだけではないですか？

決してそのようなことはありません。

町や議会には「役割」ではなく「責務」として、責任と義務をきちんと果すことを求めています。文章という見える形にして、時代や首長や議会が変わっても守り続けていくため、みんなで一緒に考え、学び、行動に移すことを法的に担保するために、今回の条例化に至った経過があります。

〔質問意見 48〕

第4項『自治組織は、地域内に居住する町民の生活に配慮しつつ』のあとに『特に金銭的負担や労役を必要とする場合は、妥当なものとなるように努め』を加え『活動へ参画しやすい環境を整えます。』とする。

(理由) 今ある自治組織が現実に運営されるなかで高齢世帯等が直面していることであり、また、自治組織の運営に必ずついてまわることであるので、あえて突っ込んだ表現をするべきと思う。

ご意見も一理ありますが、条文解説や自治組織への説明で、今後のあり方を検討していく方向性をきちんと打ち出すことで、条文の内容をご理解いただきたいと思います。

#### 〔質問意見 49〕

自治組織・第12条の自治会への参画は、非常に大事な事である。高齢化が進む中で共助という視点からも大事であるが、現状では加入者と未加入者との間に大きな溝があり、なかなか加入に踏みきれないと思う。

各種イベントや自治会活動をある程度共有できる様に情報発進や呼びかけ等が一層必要では。Step by step。

ご意見は今後の自治組織のあり方を検討していく上で非常に重要と考えます。自治組織の皆さんにも、ご意見をお伝えしながら、そうした活動が積極的に行われ、未加入問題が少しでも解消できるよう努めてまいります。

#### 〔質問意見 50〕

「自治組織への参画・・・」この条は「自主的」「協働」が強調されており、それは評価したいと思いますが、「町民を縛りかねない」条文です。十分な配慮を。

運用に際しては、個人の意思が損なわれることの無いよう、十分配慮をしてまいります。

#### 〔質問意見 51〕

自治組織への加入を促す前に、自治組織自体の規則（まさに自治組織基本条例とでもいうべき）を整備すべきと思う。

解説：自治組織内の公平・平等と、各自治組織間の公平・平等を決めてほしい。

町内個々の自治組織の組織そのもの、規模、義務、運用方法、経営等全てにわたりバラバラであり、融通が利かなかつたり義務が厳しかつたりする組織や、活動や存在自体が貧弱な

ところもあるという。これでは加入を薦めにくいし、平等の原則からも逸脱している。

全町民が立場に応じて等しく権利を有し、かつ義務を負い、不公平感がないような全町共通の自治組織と最低線の規則を構築するべきである。

特に、体力や経済的に強い者が弱いものを助けるような仕組みを望む。加入しない者からも税金同様の分相応の負担をとるとか、逆に町から自治組織に援助するような仕組みの検討もお願いしたい。こちらで提案しても良い。

自治組織は個人的にも必要かつ重要であると認識しているし、いろいろなテーマの講演会（災害・安全、人口減少・少子化問題、農業再生、高齢化、介護など）のどれをとっても、対策には自治組織の活動が欠かせないという結論になっているから、この考えは正しいのであろう。

自治会強制加入は憲法が保障する自由・権利を侵害すると言われるが、平等、幸福追求という視点では、国が責任を放棄する中、現時点では自治組織により個人（特に弱者）の権利を守っていくしか方法はないのではないか。

今後、自治組織間の平等性・公平性も含め、自治組織のあり方等については、検討しなければいけない時期に来ていると思います。

ご意見は今後の自治組織のあり方を検討していく上で非常に重要と考えます。自治組織の皆さんにも、ご意見をお伝えしながら、町と共に検討してまいります。

#### 【質問意見 52】

- 1 町民は、自治組織・コミュニティ組織やその他諸団体のまちづくりに果たす役割を認め、自らの判断に於いてこれに参加、協力するよう努めます。
- 2 町及び議会は、自治組織及びコミュニティ組織等の自主性・自立性を尊重すると共に、必要に応じてその活動を積極的に支援します。

原案の全項は削除。

まちづくり基本条例において定義する「自治組織」と「コミュニティ組織」は、第2条にもあるとおり、その性格や活動は若干異なるものであり、やはり条文を別々に規定することが、町民の皆様にもわかりやすく伝えることにつながるものと考えます。

また、自治組織への参画は、町民参加条例において今までもお願いしている事項であり、自治組織は町民や町にとって、これまでも、これからも、自主的な住民自治の基盤として大切なものと考えます。

よって、町としてはこの条項はこの条例において、非常に大切なものであると考え、又、町民の皆さん一人ひとりに、そういった理解を求めていくことは必要であると考えます。

〔質問意見 53〕

自治組織は、過去にいい加減な自治会費徴収をしようとした経緯もあるので規定を明確に設けるなど徹底した改革を行っていただきたい。

よって第3項は、「自治組織は、過去にとらわれず、地域内に居住する町民に対して、活動内容を明確にわかりやすく説明し、活動への参画を促すよう努めます。」

地域内の住民に対し、活動内容を分かりやすく説明することは、今後の自治組織運営に非常に重要なことと考えています。

自治組織の今後のあり方の検討に際し、会計等の明確さや監査等の実施をお願いしてまいります。

第6項は、町および議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、新規に加入する町民の不利益がないように積極的に監督し育てるよう努めます。

町および議会が、新規加入者の取扱いに限定して自治組織を監督することは難しい面があり、また、何をもちて不利益と感ずるのかは個人個人によって受け取り方が異なります。第4項において「地域内に居住する町民の生活に配意」することを規定していますので、ご理解をお願いします。

## ■ 第17条（検証と見直し）に対するご意見（1件）

〔質問意見 54〕

第2項に、条例をチェックする「まちづくり検討委員会」を設置する、とありました。

委員会には、町民が、地区や常会内でのもめ事や不満、意見を日々、訴えられる場所として機能して欲しいです。そうすれば、条例に反していないか、もしくは条例自体に不備があるのか、検討に役立つと考えるからです。以上です。

運用に際しては、委員会設置要領等により、委員会の役割等を規定していく予定です。自治組織に対する、ご意見の窓口にもなれるよう、ご意見を参考にさせていただきます。

## ■ 其他のご意見（7件）

### 〔質問意見 55〕

#### ■意見集約の方法の開発

町民に限ってみると、選挙で言える人は全町民の80%であり、そこに投票率を70%と仮定すると、7,500人くらいしかならない。例えば寝たきり老人、高校、大学生、中学生、小学生は選挙では参画できない。もちろん、自治組織では祭りやスポーツ大会くらいだ。今は若い人を見ればそういう組織はないし、又加わることもない。

小中学生は子供議会という機会はあるものの、一部の生徒でしかない。

今はパソコンやスマホなどの方法も加えて、コストのかからない意見集約の方法を考えるべきだ。

例) 議会やサポーターズクラブ=第16人目の議員

年齢や障がいの有無等にかかわらず、すべての町民の皆様に参加していただくことを目指しているまちづくり基本条例において、ご意見にある「意見集約の方法」については、大変重要なことだと考えます。今後の運用の中で、ご意見を参考に検討させていただきます。

### 〔質問意見 56〕

#### ■①「主役」より「協働」へ、

条例周知のための冊子表紙への提案です。

「町民が主役のまちづくり」を実現・・・とありますが、「町民と行政が協働してつくる町」の実現・・・の方が条例の内容と合っていると思います。

なぜなら、「主役」と言うと、それを支える「脇役としての行政」と捉えられてしまい、今まで通りの対立した関係（お願いし、お願いされる）になってしまうのではないのでしょうか。

「協働」を一番に言うことで、まちづくりの役割と責任は、行政と共に町民にもあるということがはっきりすると思います。

前提として、町や町職員も町民と規定していることをご理解下さい。

又、条例の前文において「町民一人ひとりがお互いを尊重するとともに、まちづくりの主役として参画し」と規定していますが、決して町民と行政が対立した関係を前提としているわけではなく、その後規定している「各々の立場で共に手を携え、協働していくこ

とが大切」の部分こそがこの条例の趣旨であることをご理解いただきたいと思います。

#### 〔質問意見 57〕

条例ではなく、たとえば「まちづくり憲章」としてスタートしてはどうだろうか。17条（検証及び見直し）の趣旨で2年後をめどに「憲章」に基づく「まちづくり」の検証・点検を行い、「憲章」でいいのか、条例化が求められているのかも含めて論議したらいかがか、提案します。

条例制定を目指す動きは、平成23年8月に公募による町民を中心として発足したまちづくりパワーアップ委員会より始まっており、平成25年3月に町長に提出された「まちづくりパワーアップ委員会報告書」を受け、町は条例制定に向けた具体的な検討に入った経過があります。みんなで一緒に考え、学び、行動に移すことを法的に担保するために、今回の条例化に至りました。ご理解をお願いいたします。

#### 〔質問意見 58〕

年寄りの立場から一言申し上げます。

基本条例も大変良い事ではありますが、地方自治体は、町民の福祉や健康を守る事が主な仕事だと思います。財政上の困難さもあるかと思いますが、ぜひ町民のためにがんばって下さい。町長さんをお願いしたい事は、町の職員が町民の立場に立って自主的に判断できる様に指導して下さい。

ご意見ありがとうございます。職員一丸となって頑張ってまいります。

#### 〔質問意見 59〕

すべての委員会に女性・若者枠を。

女性の社会参画は今後の町づくりに重要と考えています。町では、平成27年度男女共同参画のための行動計画を作成する予定です。

計画作成時のご意見として参考にさせていただきます。

#### 〔質問意見 60〕

■ 住民投票についての規定を

たしかに「まちづくり基本条例」を定めている他市町村では、住民投票を規定している場合があります。高森町では、これまでこの条例を検討してきた「まちづくりパワーアップ委員会」や「みんなでつくるあったかもりプロジェクト」において、住民投票を条例に含めるかどうかについて議論が及んでいません。

今後、検証し見直していく中で、住民投票の規定が必要だと判断されれば、住民投票条例と併せて検討します。